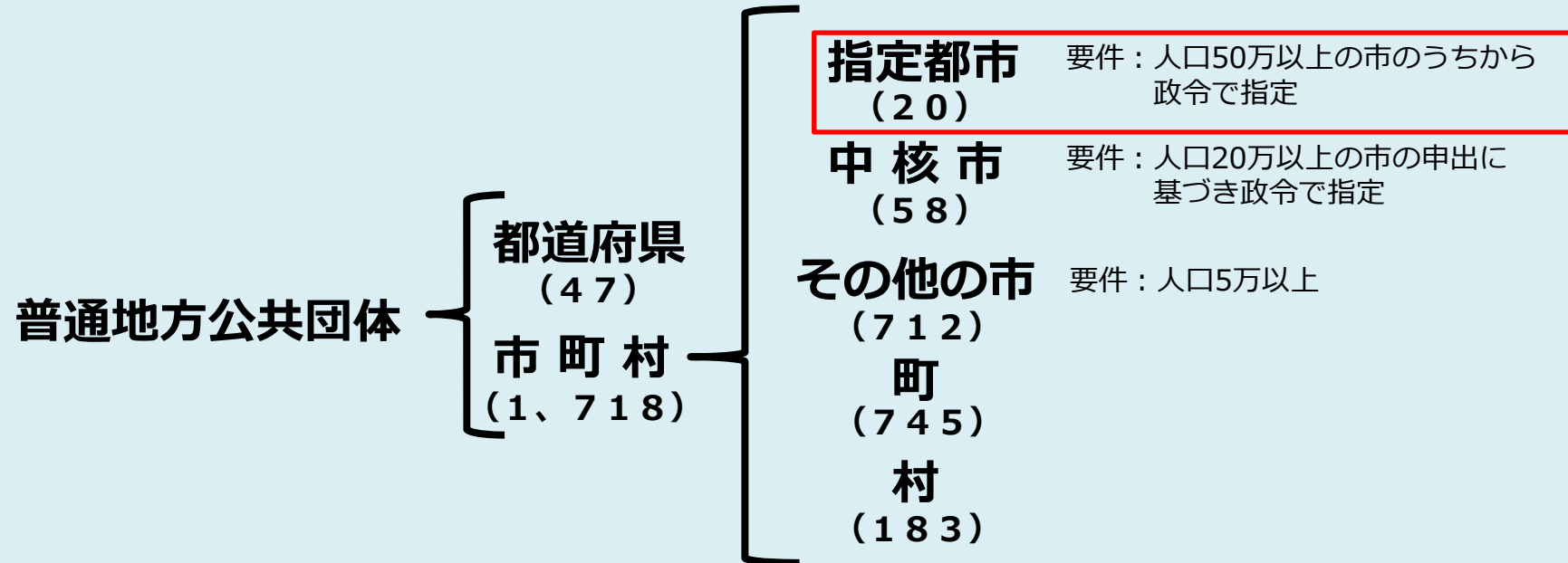


# 指定都市とは

# 地方自治体の主な種類

(カッコ内はそれぞれの自治体数)



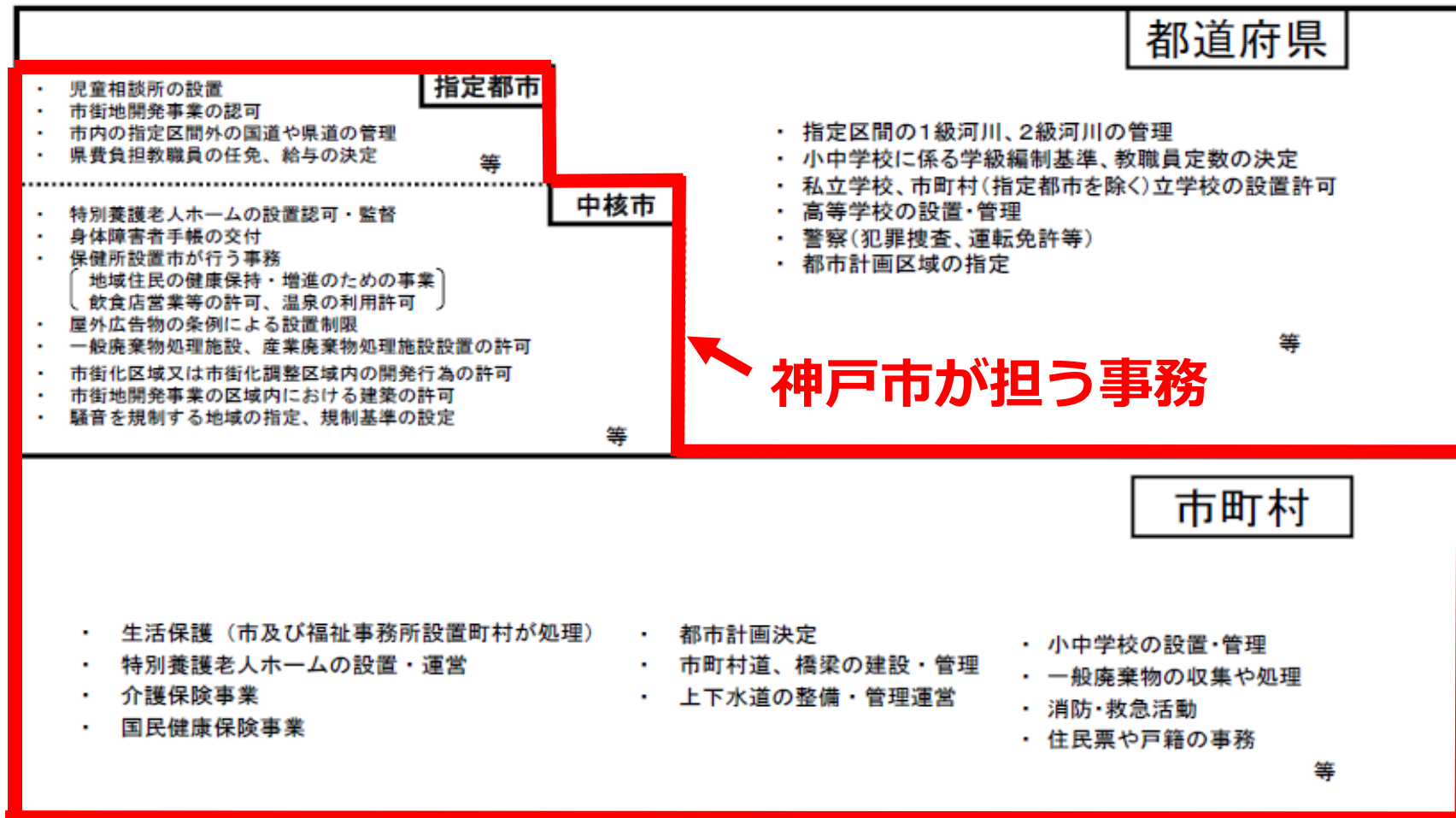
特別地方公共団体 … 特別区 (23) ※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度

(2020年4月1日現在)

# 地方自治体の主な役割分担の現状

神戸市は指定都市として、他の自治体に比べて多くの事務を行っています

## 【地方自治体が担う主な事務】



# 指定都市の特徴

## ①他の自治体と比べ多くの人に住んでいます

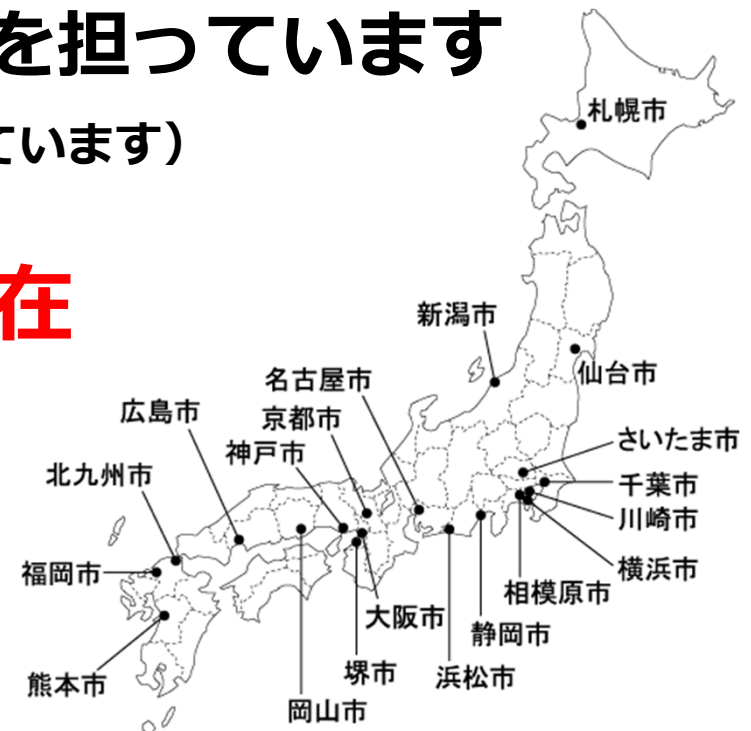
(法律上の要件：政令で指定する人口50万以上※の市)

※実態としては、人口100万人以上か近い将来にこれを超える見込みのある人口80万人以上の市（市町村合併によるものは人口70万人程度）

## ②他の自治体と比べ多くの事務を担っています

(道府県が行う一部の事務を指定都市が担っています)

→指定都市独自の課題が存在



# 指定都市が抱える課題

---

## 1. 制度上の課題

- ・現状に見合わない制度

## 2. 社会情勢の課題

- ・東京一極集中
- ・人口減少、少子高齢化社会への突入

## 3. 財政上の課題

- ・大都市ならではの財政需要  
(社会資本の老朽化対策など)
- ・不十分な税制上の措置

指定都市が抱える

# 1. 制度上の課題

# 1. 制度上の課題①

## 【政令指定都市制度とは】

- ・ 1956年（昭和31年）の地方自治法改正により暫定的に創設
- ・ 「一般市（人口5万人以上）」制度の原則をそのまま適用したうえで、「特例」として道府県の権限の一部を指定都市の権限に付加

## 【制度上の課題①】

制度創設から60年以上経過した今でも制度の基本的枠組みは変わっていません

→地方分権改革の推進や市町村合併等により、都道府県と市町村の役割は大きく変化しており、現在直面している問題に十分対応できる制度となっていません

### <参考：都道府県及び市町村数の推移>

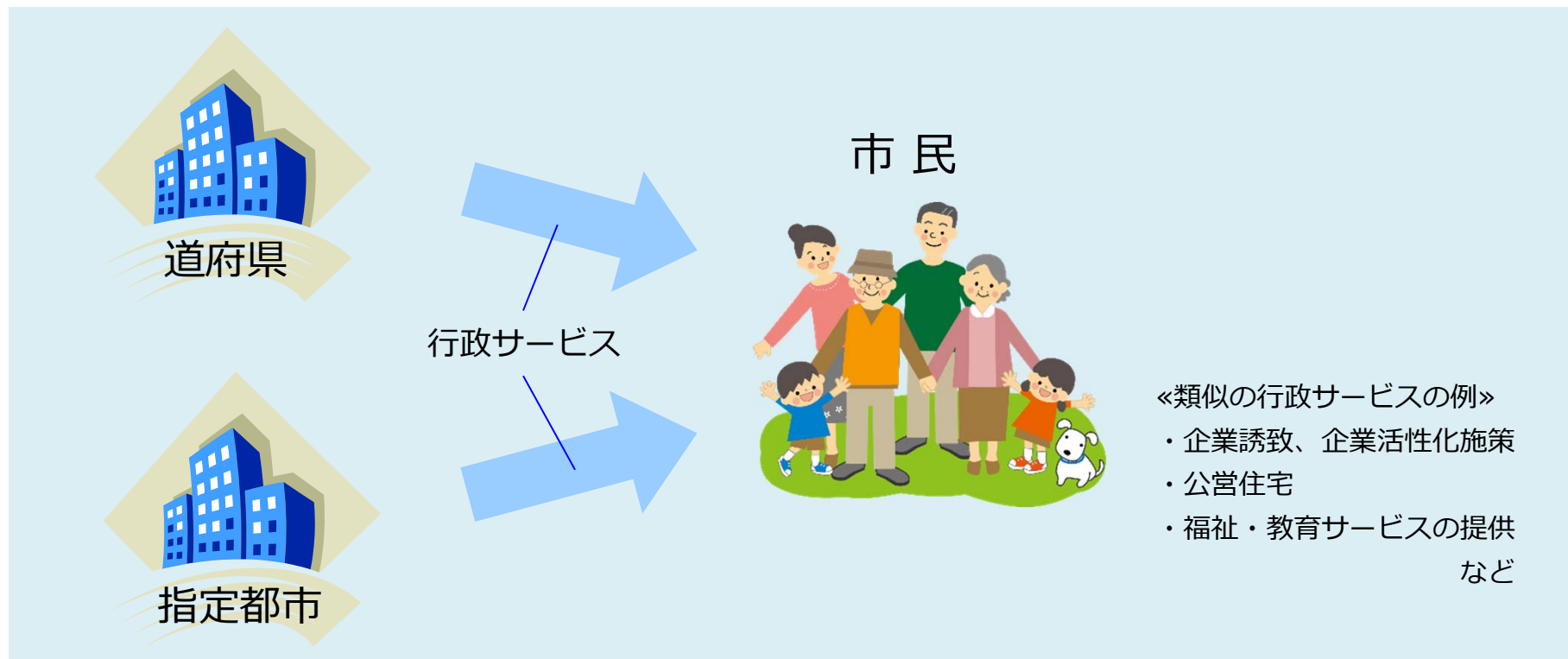
	1956年（昭和31年）	現在
都道府県数	46	47
市町村数	4,668 (市495、町1,870、村2,303)	1,718 (市792、町743、村183)

# 1. 制度上の課題②

## 【制度上の課題②】

大都市の位置づけや役割が不明確なため、特例的、部分的で総合性、一体性を欠いた事務配分（道府県との二重行政の発生）となっています

→指定都市は高い行政機能を有しているにも関わらず、権限、税財源が一元化されていないため、行政サービスが非効率となっています



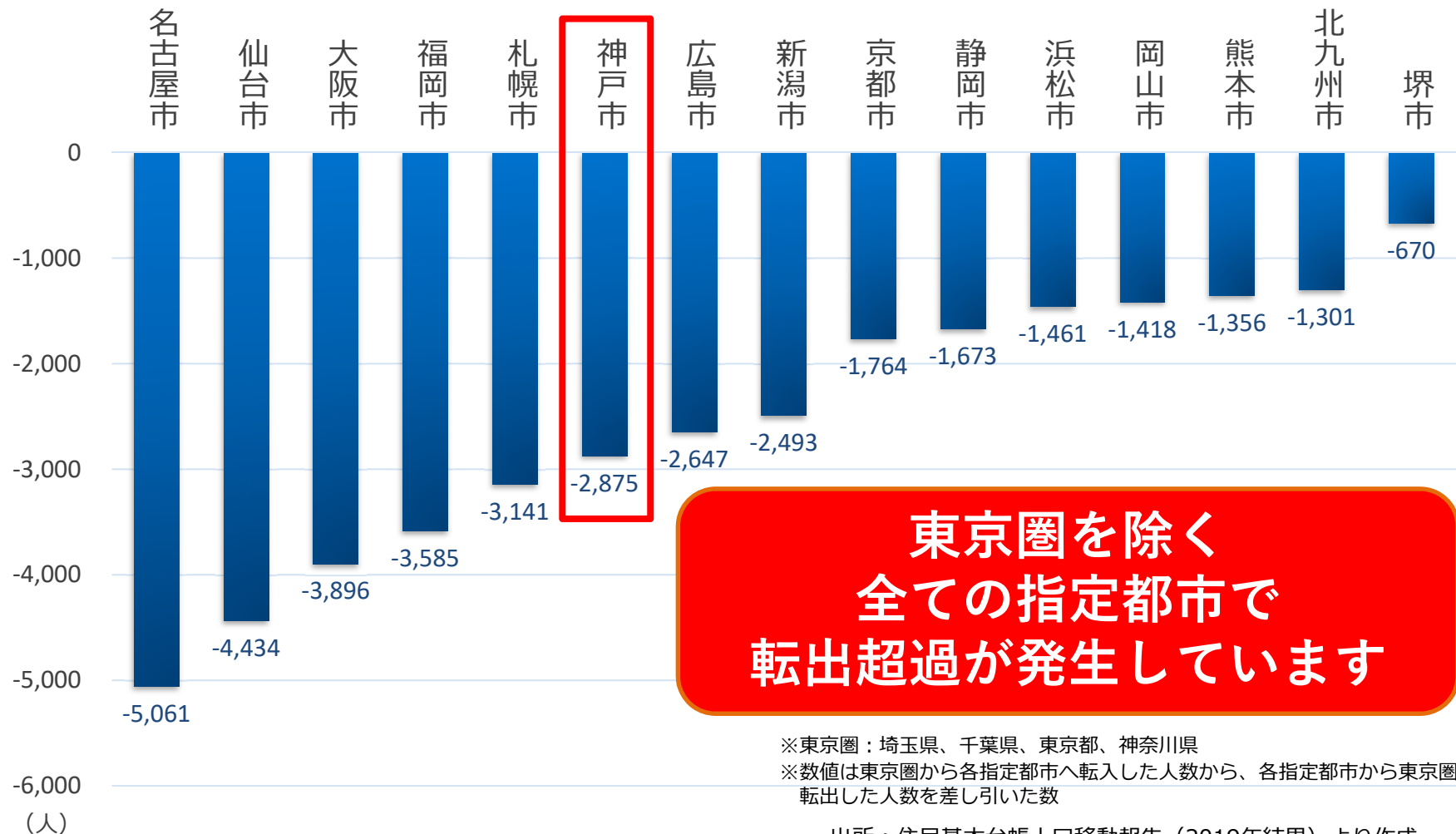


指定都市が抱える

## 2. 社会情勢の課題

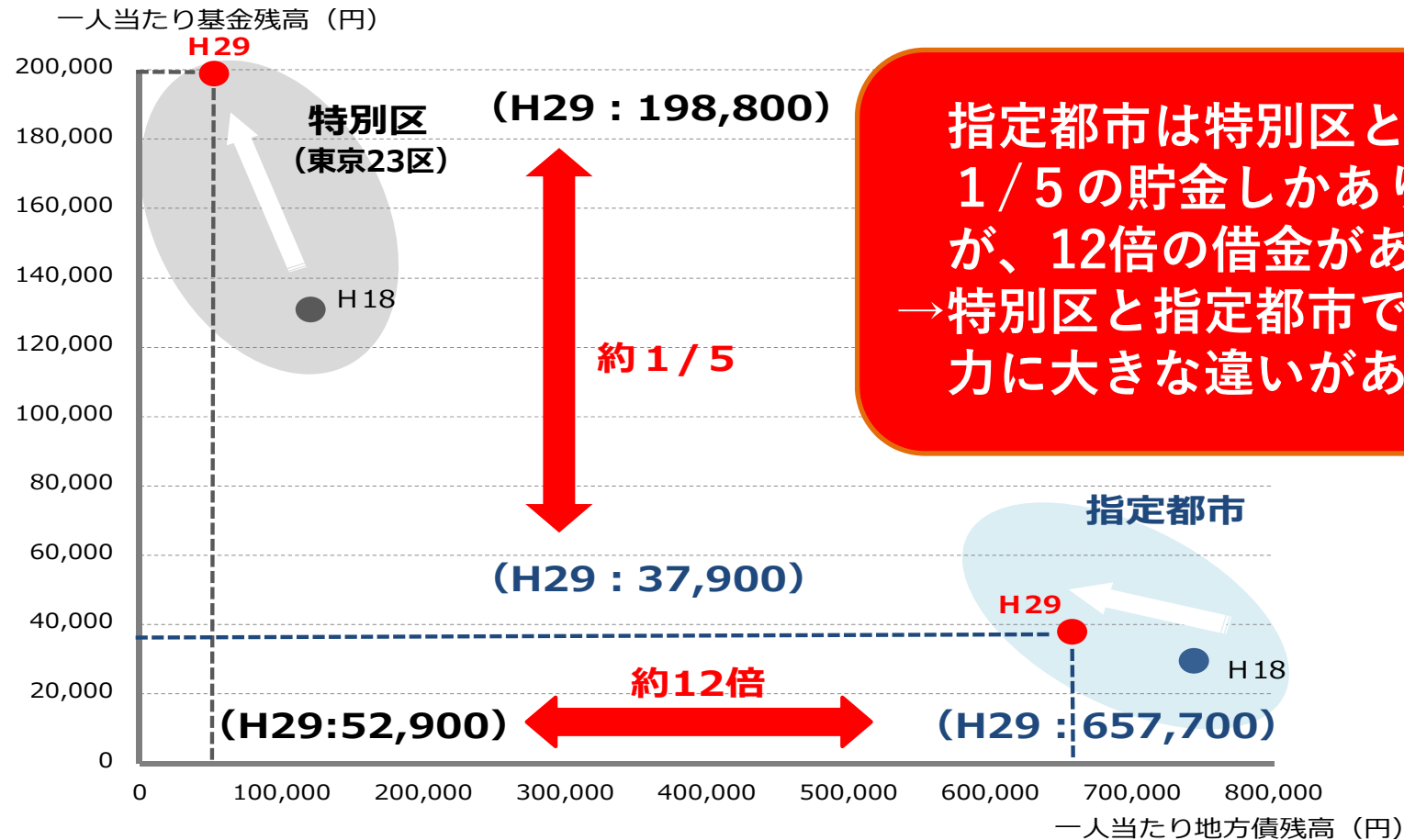
## 2. 社会情勢の課題（東京一極集中①）

### ○ 各指定都市の東京圏への転出入状況（2019年）



## 2. 社会情勢の課題（東京一極集中②）

### ○ 市民一人あたりの貯金(基金残高)・借金(地方債残高) (H29決算)

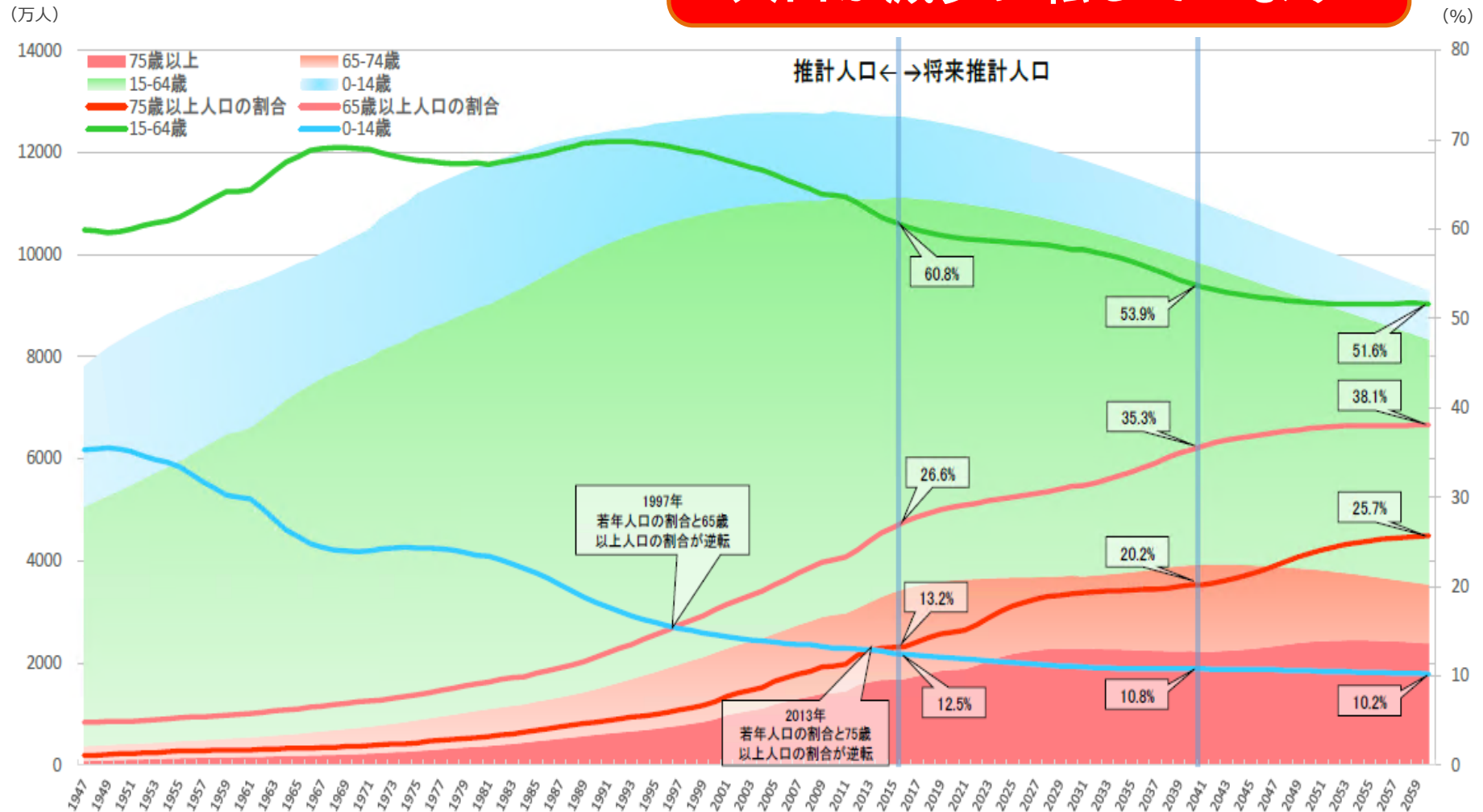


出所：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）、平成29年度市町村別決算状況調（総務省）より作成

# 2. 社会情勢の課題（人口減少、少子高齢化①）

## ○ 日本の人口推移

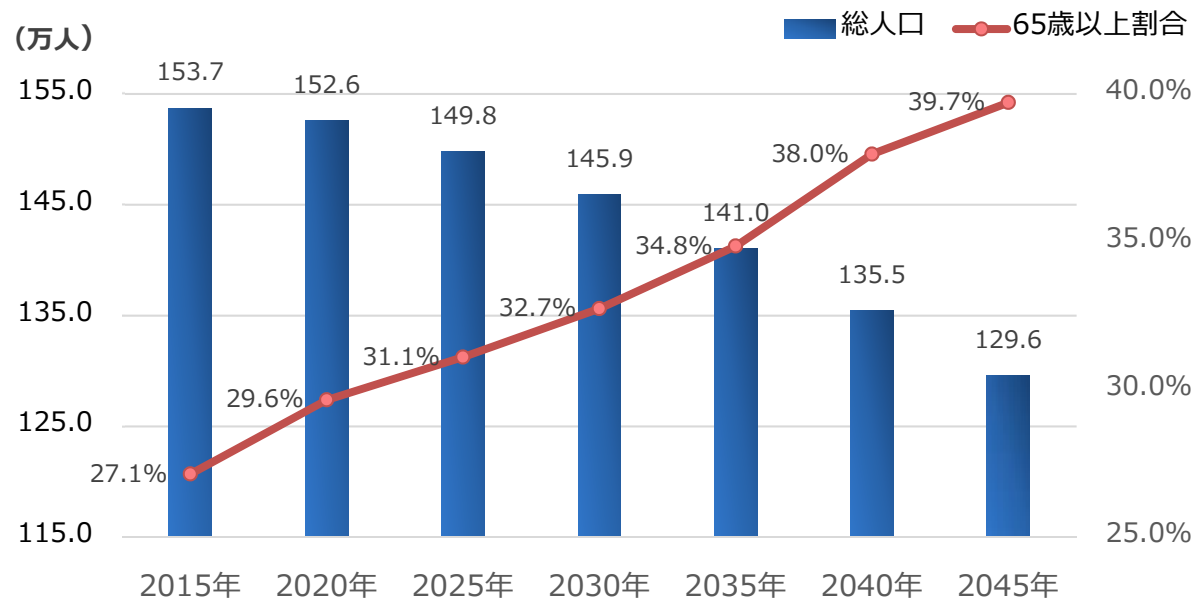
日本では2008年をピークに人口が減少に転じています



## 2. 社会情勢の課題（人口減少、少子高齢化②）

### ○神戸市の将来推計人口（2015年→2045年）

#### 【人口推移】



神戸市も人口が減少し、高齢者の増加が進行します

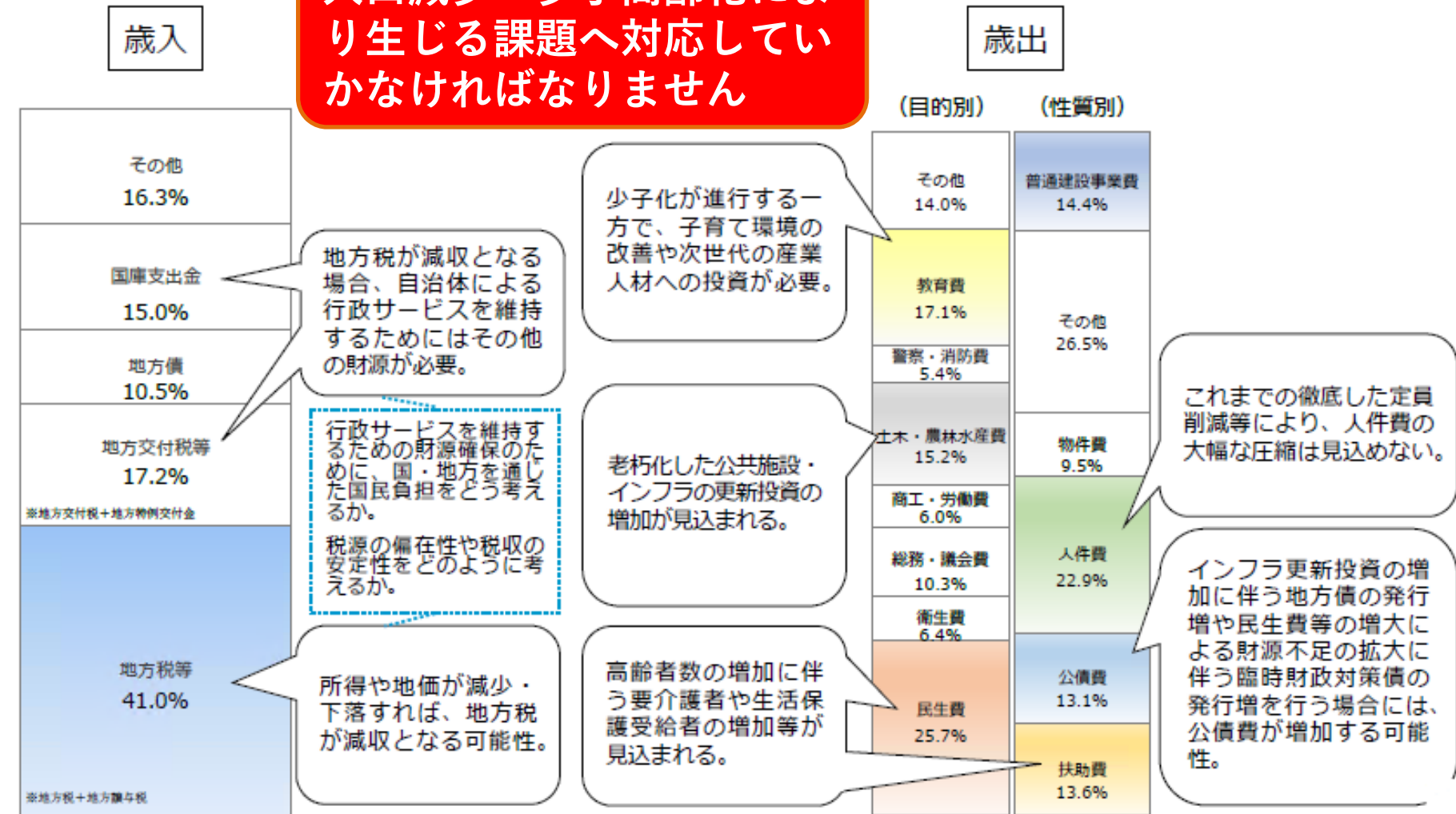
#### 【構成比推移】

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	12.1%	11.5%	10.8%	10.3%	9.9%	9.8%	9.7%
15～64歳	60.8%	58.9%	58.1%	57.0%	55.2%	52.2%	50.6%
65歳以上	27.1%	29.6%	31.1%	32.7%	34.8%	38.0%	39.7%

# 2. 社会情勢の課題（人口減少、少子高齢化③）

【今後の人口推移が財政に与える影響】

**人口減少・少子高齢化により生じる課題へ対応していかなければなりません**



地方税が減収となる場合、自治体による行政サービスを維持するためにはその他の財源が必要。

行政サービスを維持するための財源確保のために、国・地方を通じた国民負担をどう考えるか。  
税源の偏在性や税収の安定性をどのように考えるか。

所得や地価が減少・下落すれば、地方税が減収となる可能性。

少子化が進行する一方で、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が必要。

老朽化した公共施設・インフラの更新投資の増加が見込まれる。

高齢者数の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等が見込まれる。

これまでの徹底した定員削減等により、人件費の大幅な圧縮は見込めない。

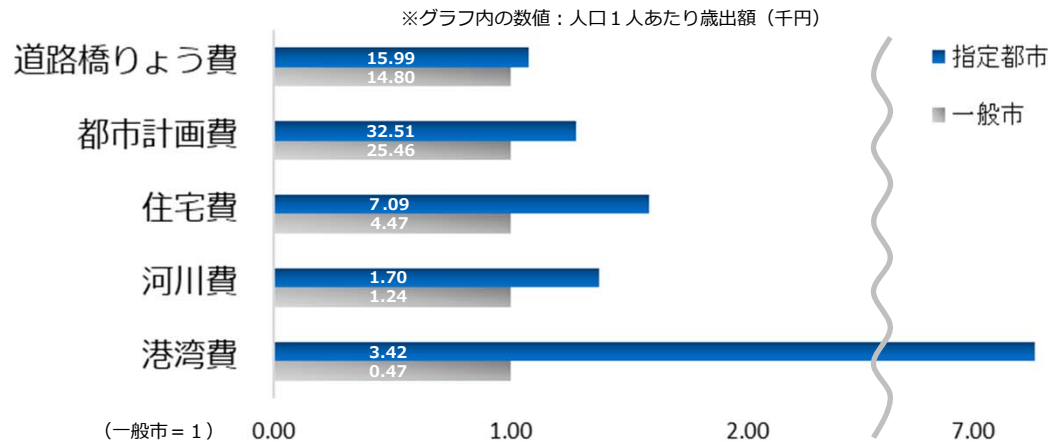
インフラ更新投資の増加に伴う地方債の発行増や民生費等の増大による財源不足の拡大に伴う臨時財政対策債の発行増を行う場合には、公債費が増加する可能性。

指定都市が抱える

# 3. 財政上の課題

# 3. 財政上の課題（大都市ならではの財政需要）

## 【土木費にかかる人口1人あたり歳出額（H29）】



出所：平成29年度 市町村別決算状況調（総務省）より作成

高次な都市機能を有する指定都市は一般市に比べ整備に係る費用が大きい  
→ 今後老朽化に伴い社会資本の更新需要が増大するため、更に多くの費用が必要となります

## 【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約7.3万橋※1（橋長2m以上の橋）]	約25%	約39%	約63%
河川管理施設（水門等） [約1万施設※2]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長：約4.7万km※3]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設※4（水深-4.5m以深）]	約17%	約32%	約58%

- ※1 建設年度不明橋梁の約2.3万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- ※2 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以上に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
- ※3 建設年度が不明な約2万kmを含む。（30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
- ※4 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

出所：インフラメンテナンス情報HP（国土交通省）より作成



# 3. 財政上の課題（不十分な税制上の措置）

## ○大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

指定都市は一般の事務に加え、道府県の一部の事務を担っていますが、税制上の措置が不十分となっています

道府県に代わって負担している  
大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する  
税制上の措置

**約3,800億円**

<地方自治法に基づくもの>

- ・ 児童福祉 ・ 民生委員
- ・ 身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの>

- ・ 土木出張所 ・ 衛生研究所
- ・ 定時制高校人件費
- ・ 国・道府県道の管理 等

**約2,300億円**

**税制上の  
措置不足額**

**約1,500億円**

税制上の措置済額

※指定都市全市の令和元年度に基づく概算  
※県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない

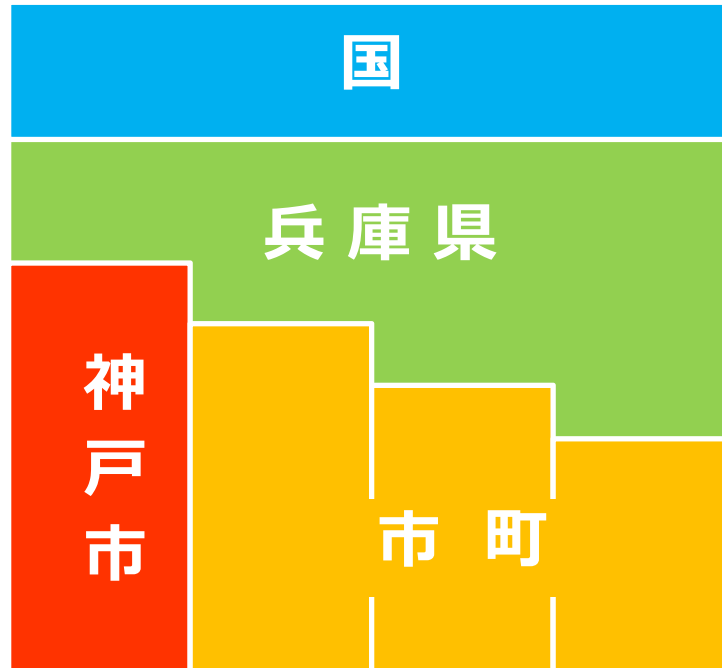
指定都市が抱える課題を  
解決するには



**「特別自治市」**  
制度の法制化

# 「特別自治市」とは

【指定都市制度（現行）】



【特別自治市】



## <概要>

- ① 県の事務を含め、国以外の事務は原則としてすべて特別自治市が担います
- ② 県税を含め、すべての地方税を徴収することで、その役割に見合った税財政制度を構築します  
(現状は、市域内で神戸市と兵庫県がそれぞれ税金を徴収しています)
- ③ 特別区として新たな地方自治体をつくるのではなく、市は存続させたまま、行政区の強みを生かした行政運営を行います

# 制度のアンバランス

【指定都市制度（現行）】



【特別自治市】 ※未制度化



市としてそのまま存続し、道府県の事務・権限および税財源を移譲

【特別区(大都市地域特別区設置法)】 ※制度化済



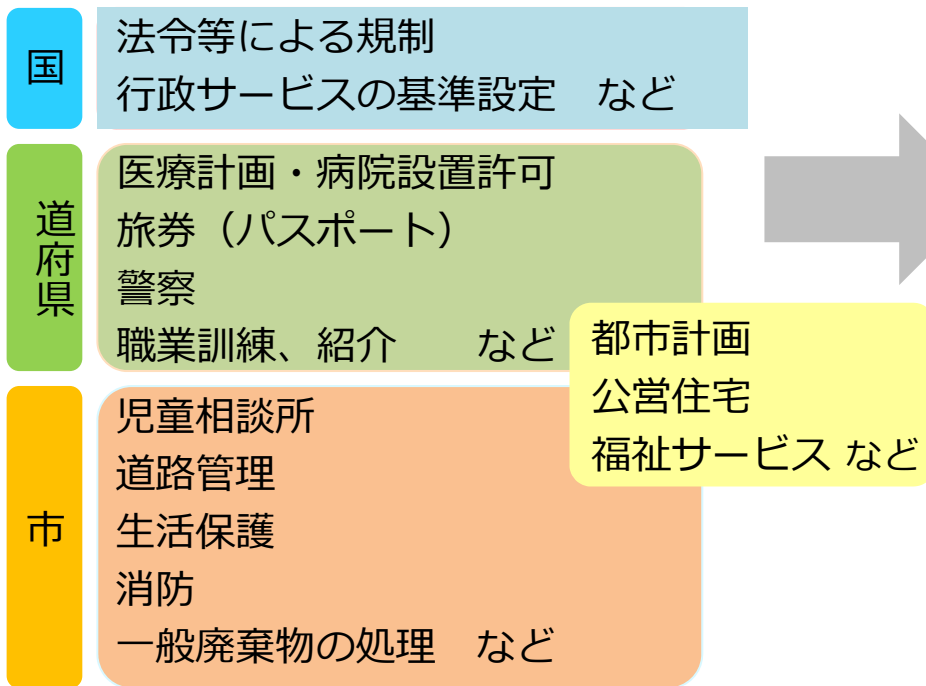
市を廃止し、新たに独立した自治体として特別区を分割設置

# 「特別自治市」になると①

様々な施策を、総合的に展開します！

## 《現行》

⚠ 国、道府県、市による「縦割り行政」



## 《特別自治市移行後》

💡 特別自治市により、行政分野の連携が可能になります！



# 「特別自治市」になると②

(例えば…)

産業・雇用政策を展開し、神戸経済が活性化します！

《《現行の産業・雇用施策》》

- 新たな産業の育成
- 地場産業の活性化

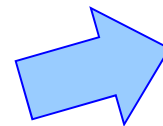
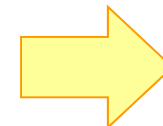
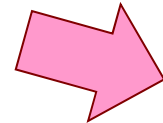


官民連携と一体的な施策展開が必要

国  
就労施策  
(ハローワーク)

県  
税制面からの  
支援

市  
ハード整備  
産業育成



《《特別自治市移行後》》



企業集積が進み、  
神戸の経済が  
活性化しよう！

# 「特別自治市」になると③

(そのほかにも…)

- **行政サービスが向上します**

神戸市の権限と財源に基づき、神戸市の責任において、神戸市民のニーズに沿った行政サービスを提供することが可能となります

→ **「神戸市のことは神戸市民が決める」** ことが可能になります



- **二重行政が解消されます**

現行制度上、役割が不明確となっている神戸市と兵庫県の事務・権限を特別自治市に一元化することにより、二重行政が解消します

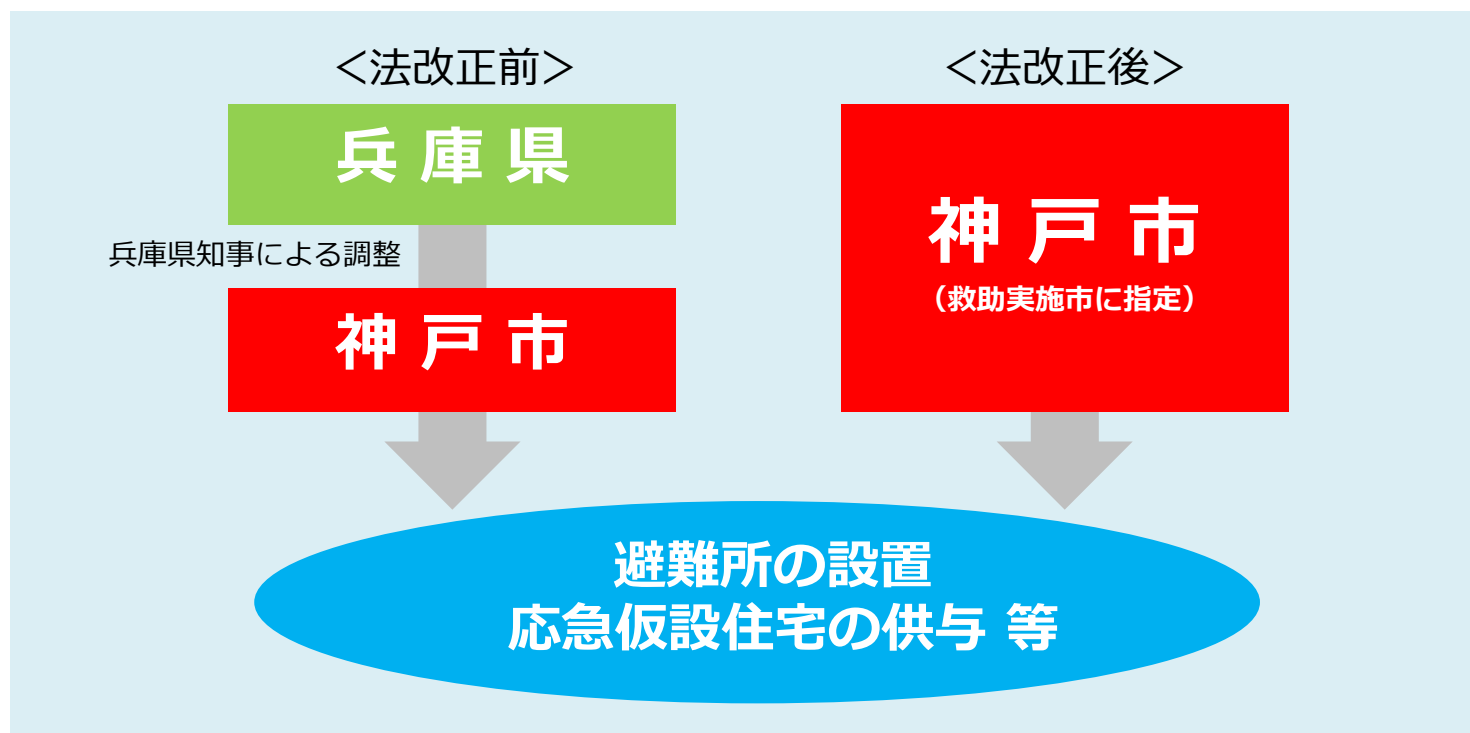
→東京一極集中や人口減少、少子高齢化社会に対する政策などを遂行するにあたり、**迅速な意思決定**が可能になります



# 「特別自治市」に近づけるための取組み

現行制度においても、「特別自治市」に近づけるため、神戸市への事務・権限の移譲を進めています

【事例：災害対応法制の見直し】 ※H31.4 施行



大規模災害において、神戸市が自らの事務として迅速に被災者の支援を行うことが可能になります



# (参考)地方自治をめぐる国の動向

## ○第30次地方制度調査会答申（平成25年6月）

### 【特別市（仮称）を検討する意義】

- ・特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する
- ・大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まる

### 【当面の対応】

- ・まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指す
- ・特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある

**→「特別自治市」の意義については、国の諮問機関においても明確に認められています**